

証券コード 3997
(発送日) 2025年3月13日
(電子提供措置開始日) 2025年3月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目2番20号
株式会社トレードワークス
代表取締役社長 齋藤正勝

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tworks.co.jp/ir/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3997/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トレードワークス」又は「コード」に当社証券コード「3997」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月27日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階 [バンケットホール9A]
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第27期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2025年3月28日（金曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時）	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。 行使期限 2025年3月27日（木曜日） 午後5時30分到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2025年3月27日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

--	--	--	--	--	--

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

（議案名）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第2号・第5号・第6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

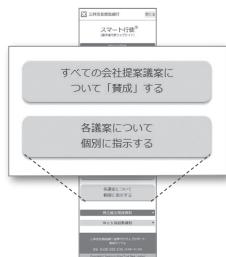
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

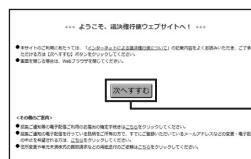
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の高まりにより、引き続き景気は緩やかに回復しております。また、中東情勢や中国経済の先行き懸念に加え、国内での物価上昇、為替や金利動向による企業収益への影響には注視する必要がありますが、国内企業の収益は継続して改善しており、事業拡大や競争力を目的としたDX（デジタル・トランスフォーメーション）ニーズは引き続き旺盛で、企業におけるシステム投資は堅調に推移いたしました。

当社グループに属する情報サービス産業においては、企業の生産性向上、事業拡大や競争力強化を目的としたシステム投資の意欲は引き続き高い状況にあり、DX化の潮流に対応するための戦略的システム投資や、AI（注1）等の先進技術の活用による業務の高度化、効率化の需要は拡大基調が続いております。競争力強化を狙いとした事業基盤の拡充、また、DXが進む中、全ての企業において生産性向上のためのデジタル化関連投資のほか、AI技術を活用した次世代テクノロジーへの対応等、IT投資需要は堅調に推移しています。

このような状況下において、当社グループでは、「市場成長を上回る成長継続と収益力強化の両輪での推進」、「収益力の向上による様々な指標改善とさらなる成長のための積極投資」、「グループシナジーをより生み出す体制の構築」、これらを中心とした経営テーマを推進し、更なる企業価値向上に取り組んでおります。事業状況としては、金融系システム開発において、DX推進の流れを受け、業務効率と生産性向上等を達成するために必要不可欠である仮想化やクラウド化などシステムインフラ構築分野、それらクラウド環境へのサイバーセキュリティ対策の整備、老朽化や事業基盤強化に対応する基幹システムの再構築など、顧客業務の中核となる領域におけるIT投資は引き続き需要は拡大基調が継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,591,524千円（前年同期比22.3%増）、営業損失55,267千円（前年同期は営業利益31,281千円）、経常損失53,210千円（前年同期は経常利益41,250千円）、親会社株主に帰属する当期純損失151,690千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失53,301千円）となりました。

なお、当社グループはシステム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。なお、基幹サーバー・ネットワーク設計及び構築、システム運用のコンサルティング事業につきましては、前連結会計年度中に新設された事業であるため、また、デジタルコマース事業につきましては、当連結会計年度よりセキュリティ診断事業の業績が含まれているため、前年同期比較は行っておりません。

(注1) 「AI」とは人工知能 (Artificial Intelligence) の略称。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになりました。それが現在のAIの中心技術、機械学習です。

機械学習をはじめとしたAI技術により、翻訳や自動運転、医療画像診断や囲碁といった人間の知的活動に、AIが大きな役割を果たしつつあります。

(金融ソリューション事業)

金融ソリューション事業におきましては、新規顧客の獲得及び既存顧客からの追加案件の受注が堅調に推移しており、加えて、引き続き新NISA (少額投資非課税制度) 及び米国株ネット取引システム等のサービス提供が順調に推移した結果、売上高は3,093,157千円 (前年同期比10.3%増) となりました。

(FXシステム事業)

FXシステム事業におきましては、当事業の主力商品であります「TRADING STUDIO」のスマートフォンアプリ版の既存顧客ニーズによる受注増に加え、新規顧客の獲得による受注増の結果、売上高は197,468千円 (前年同期比7.3%増) となりました。

(デジタルコマース事業)

デジタルコマース事業におきましては、新規顧客の受注が堅調に推移しており、①ECプラットフォーム「Emerald Blue」の受注、②API接続を活用したエンベット展開、③XR (注2) を活用したコンテンツ開発、④NFT (注3) ・ブロックチェーンを活用したデジタル広告でのAdTech分野への進出など、コンサルティング・企画立案から開発、効果検証に至るまでのトータルサポートのサービス提供が順調に推移した結果、売上高は269,924千円となりました。

- (注2) XRとは (Cross Reality) の略称。現実世界と仮想世界を融合することで、現実にはないものを知覚できる技術の総称です。そのため、VR (仮想現実) やAR (拡張現実)、MR (複合現実) といった技術は、いずれもXRに含まれます。「VR」とは (Virtual Reality) の略称。VR (仮想現実) とは、VRヘッドセットやVRゴーグルのデバイスを装着することで、100%バーチャルの世界に入り込んだかのような体験ができる技術です。「AR」とは (Augmented Reality) の略称。AR (拡張現実) とは、現実世界を立体的に読み取り、仮想的に拡張する技術のことで、スマートフォンやタブレット、サングラス型のARグラスを通して見ることで、現実世界にデジタル情報の付加を可能にし、世界を拡張する技術です。「MR」とは (Mixed Reality) の略称。MR (複合現実) とは、ARをさらに発展させた技術で、MRデバイスを装着することで、ユーザーの位置や動きに合わせてデジタル情報を表示したり、直接ユーザーがデジタル情報に触って操作したり、複数人で同時に体験をすることが可能です。
- (注3) NFTとは (Non-Fungible Token) の略称。NFTとは、ブロックチェーンを基盤にして作成された非代替性のデジタルデータのことで、日本語では「非代替性トークン」と訳されています。

「トークン (Token)」とは、一般的に、仮想通貨や暗号資産を指しますが、認証デバイス、データ、資産など、その言葉が使用されている業界や文脈によって、その都度の意味は異なります。

「非代替性」とは、替えが利かない唯一無二という意味です。

(ソフトウェア受託開発及びITコンシェルジュサービス事業)

ソフトウェア受託開発及びITコンシェルジュサービス事業におきましては、製造・生産管理システム、販売管理システム、営業支援システム等のコア事業に加え、引き続き金融ソリューション事業との協業による金融システム領域への取組みによる売上は堅調に推移しております。また、Salesforceによる開発業務の既存及び新規顧客開拓は引き続き順調に推移した結果、売上高は258,620千円 (前年同期比13.0%増) となりました。

(基幹サーバー・ネットワーク設計及び構築、システム運用のコンサルティング事業)

基幹サーバー・ネットワーク設計及び構築、システム運用のコンサルティング事業につきましては、ICTソリューションサービスを運用する上で不可欠なサーバー・ネットワーク設計及び構築等を電力・ガス・通信等様々な事業にシステムサービス (SES) の提供及び運用のコンサルティング事業として、前第3四半期より連結子会社 (ペガサス・システム株式会社) を中心とした事業構成となっており、主とするSES契約についても順調に推移した結果、売上高は772,353千円となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第26期 (2023年12月期) (前連結会計年度)		第27期 (2024年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	増減率 (%)
金融ソリューション事業	2,805,297	74.7	3,093,157	67.4	287,860	10.3
FXシステム事業	184,054	4.9	197,468	4.3	13,413	7.3
セキュリティ診断事業	25,371	0.7	—	—	—	—
デジタルコマース事業	130,520	3.5	269,924	5.9	139,404	106.8
ソフトウェア受託開発 及びITコンサル サービス事業	228,781	6.1	258,620	5.6	29,838	13.0
基幹サーバー・ネット ワーク設計及び構築、 システム運用のコンサル ティング事業	379,815	10.1	772,353	16.8	392,537	103.3
合計	3,753,841	100.0	4,591,524	100.0	837,682	22.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は157,329千円であります。
その主なものは、当社グループのソフトウェア購入とシステム開発に伴う設備強化によるものです。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、当社グループ全体で短期借入金990,000千円を借り入れ、727,504千円を返済いたしました。
また、自己株式の第三者割当譲渡により101,248千円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年12月期)	第 25 期 (2022年12月期)	第 26 期 (2023年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高(千円)	-	3,270,911	3,753,841	4,591,524
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	-	327,503	41,250	△53,210
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主 に帰属する純損失(△)	-	200,297	△53,301	△151,690
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	-	58.87	△16.21	△45.04
総 資 産(千円)	-	2,178,626	3,043,338	2,904,276
純 資 産(千円)	-	1,463,169	1,385,198	1,278,645
1株当たり純資産 (円)	-	447.20	419.69	371.12

- (注) 1. 第25期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第24期の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期連結会計年度の期首から適用しており、第25期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年12月期)	第 25 期 (2022年12月期)	第 26 期 (2023年12月期)	第 27 期 (当事業年度) (2024年12月期)
売 上 高(千円)	2,553,687	3,139,897	3,145,244	3,560,550
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	289,197	358,440	32,365	△105,245
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	189,965	228,255	△46,643	△174,992
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)(円)	56.34	67.08	△14.19	△51.95
総 資 産 (千円)	2,098,897	2,094,696	2,805,137	2,677,885
純 資 産 (千円)	1,706,115	1,491,127	1,419,813	1,289,958
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	497.28	455.74	430.18	374.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第25期事業年度の期首から適用しており、第25期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 あ じ よ	57百万円	100.0%	業務系システム等の受託開発
ペガサス・システム株式会社	10百万円	100.0%	基幹サーバー・ネットワーク設計及び構築、システム運用

(4) 対処すべき課題

当社は1999年の創業以来、「情報通信技術で社会に貢献及びお客様の繁栄に寄与し、最も信頼されるパートナー」であることを目指して品質向上と技術革新に努めてまいりました。

その上で、環境や需要の変化を捉えながら、高品質で高付加価値な製品・サービスをお客様に提供することが経営の基本方針を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念でもあります。

当社は、これからの激しい環境の変化にも臆せず新しい取り組みにチャレンジし、今後更なる発展を遂げるために、2022年12月期から2026年12月期までの中期経営計画に取り組んでおります。

当社は、この中期経営計画の達成に向けて全社一丸となって邁進するとともに、お客様の目線に立った製品開発と品質の更なる改善を行い、システム開発ベンダーとしての地位確立に努めております。

① 既存事業の強化

既存事業における収益体質の強化を図るため、各事業が有するノウハウ、技術、サービス等の営業資産の活用による売上高の増加及びグループ内の人的資源の最適配分や積極的な内製化の推進による各事業の抜本的なコスト構造改革に向けて取り組んでまいります。

② 新規事業領域への進出

当社グループが企業価値を向上し安定的な成長を続けるためには、既存事業に加え、新規事業領域への進出が重要な課題であると認識しております。当社グループ各社の顧客基盤、営業基盤の共有、技術・サービスの相互支援や、協力会社とのアライアンス、積極的なM&A展開による各事業の周辺領域の獲得を通じて事業多角展開等を進めることにより、新規ビジネスの拡大に努めてまいります。

③ 技術革新への対応

当社を取り巻く情報サービス業界において、最新技術に対応することは常に重要な課題となります。スマートフォンやタブレットの普及はインターネットの利用をより身近なものとしましたが、同時にシステムの利用環境を多様化させました。当社といたしましても、それらスマートデバイスに最適な技術を追求し、顧客ニーズを満たす製品を提供してまいります。また、システム提供形態も、SaaSに代表されるクラウドを活用した「サービス提供型」に変化しつつありますので、クラウド化に対応したITテクノロジーの研究開発にも取り組んでまいります。

これらの技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社の競争力を高め、新たな収益源の獲得に取り組んでまいります。

④ 人的資本経営の推進

従業員一人ひとりが働きがいを持って成長できるよう、経営理念・ビジョン・行動指針を基軸とし、多様な個性や能力を持つグループ全従業員が活躍できる人事制度や人材育成体系へと進化させるための人材投資を推進しています。事業戦略との連動を重視し、「働きがいと個の成長を醸成する人事制度の導入」「多様なチームワークを機能させる環境整備」「個人のキャリア形成と組織力向上を支える教育機会の提供」を柱とした施策を進め、個人の成長とチームでの協働を掛け合わせ、人的資本の価値を最大限に引き出してまいります。

⑤ グループシナジーの強化

トレードワークスグループとしてさらに成長すべく、グループ方針である「お客様の期待を超える商品・サービスの継続的な提供を通じてあらゆるお客様のさらなる満足の確保、維持、向上」に沿った形で、グループ間の更なる連携やシナジーの強化を推進してまいります。

⑥ 企業価値向上とコーポレート・ガバナンスの強化

当社はコンプライアンスを遵守し、外部報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築・運用することが、ステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことだと考えております。また、当社の企業価値を向上していくためには、経営の効率性を追求し、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であると考えております。当社はこれらの考えを実現させるために必要不可欠なコーポレート・ガバナンスの強化を今後も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	金融向けインターネット取引システムの企画・開発 ASPサービス展開 (株式、暗号資産、デジタル証券、NFT、DeFi等)
FXシステム事業	FX会社向け外国為替証拠金取引システム「TRADING STUDIO」の企画・開発・保守運用
デジタルコマース事業	デジタルコマース関連の企画・開発 プラットフォーム展開 (AR・VR・AI等の次世代技術を用いたEコマース・OMOプラットフォーム・メタバースソリューション等) Webアプリケーション診断・ネットワーク診断 脆弱性自動診断ツール「SecuAlive」の提供
ソフトウェア受託開発及びIT コンシェルジュサービス事業	業務系システムの設計・開発 システム導入支援・保守及びITコンシェルジュサービスの提供
基幹サーバー・ネットワーク 設計及び構築、システム運用 のコンサルティング事業	ICTソリューションサービスを運用する上で不可欠なサーバー・ネットワークの設計及び構築、電力・ガス・通信等様々な事業に対するシステムサービス (SES) の提供及び運用のコンサルティング

(6) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区赤坂
-----	---------

② 子会社

株式会社 あじよ	大阪府大阪市中央区
ペガサス・システム株式会社	東京都渋谷区道玄坂

(7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
254名 (-)	23名増 (-)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当社グループはシステム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名 (-)	12名増 (-)	39.3歳	6.6年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	300,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	278,150千円
株式会社みずほ銀行	240,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,445,800株
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は3,900株増加しております。
- (3) 株主数 1,774名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
浅見勝弘	1,131,800株	32.8%
スペース・ソルバ株式会社	165,000	4.7
auカブコム証券株式会社	150,000	4.3
大野寿美	140,600	4.0
SCSK株式会社	128,000	3.7
株式会社ミンカブソリューションサービシーズ	116,600	3.3
三木証券株式会社	100,000	2.9
関矢智彦	45,500	1.3
東洋証券株式会社	45,000	1.3
安藤千年	33,600	0.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. auカブコム証券株式会社は、2025年2月1日をもって三菱UFJeスマート証券株式会社に商号変更をしております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	浅見勝弘	
代表取締役社長	齋藤正勝	
取締役	徳島直哉	金融ソリューション事業部長 システム統括本部長
取締役	安藤千年	管理本部長
取締役	加藤雅也	デジタルコマース事業部長
取締役	梅原久和	梅原久和税理士事務所代表
取締役	水上公晴	
常勤監査役	森山武彦	
監査役	高橋雅之	高橋雅之税理士事務所代表
監査役	松島秀也	

- (注) 1. 取締役の梅原久和氏及び水上公晴氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役の高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役の松島秀也氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、財務業務に携わってきた経験があります。
4. 当社は、社外取締役の梅原久和氏及び水上公晴氏、社外監査役の森山武彦氏、高橋雅之氏及び松島秀也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 齋藤正勝氏は、2024年7月1日開催の臨時株主総会で取締役役に選任され、同総会後の臨時取締役会において代表取締役社長に就任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみ支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととする。なお、基本報酬（金銭報酬）の限度額は、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において決議された総額（年額3億円）の範囲内において決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。なお、譲渡制限付株式報酬の限度額は、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において決議された年額30百万円以内（割り当てる株式の総数は、年25,000株以内）の範囲内において決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の金銭報酬と譲渡制限付株式報酬の額の割合は、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会による審議・取締役会への答申を踏まえた取締役会決議を経て、業績を勘案しつつ、担当部門の評価を適切に行うため、代表取締役社長である齋藤正勝がその具体的内容について決定する旨の委任をうけるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。なお、譲渡制限付株式報酬は、指名・報酬諮問委員会による審議・取締役会への答申を踏まえ、取締役会において決議する。

6. その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の種類別の総額		報酬等の額
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	99,090千円 (6,240)	4,030千円 (-)	103,120千円 (6,240)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	13,000 (13,000)	- (-)	13,000 (13,000)
合 計 (うち社外役員)	11 (6)	112,090 (19,240)	4,030 (-)	116,120 (19,240)

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。

2. 取締役の報酬限度額は、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。また、上記年額報酬とは別枠として、2023年3月29日開催の第25期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式報酬額として、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 梅原久和	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 水上公晴	2024年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、金融機関及び事業会社での事業開発、経営企画、監査の経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 森山武彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役の経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 高橋雅之	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 松島秀也	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・法務等に関する経験に基づき、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,730,324	流 動 負 債	1,117,816
現金及び預金	804,142	買掛金	198,857
売掛金	576,409	短期借入金	430,000
仕掛品	330,511	1年内返済予定の 長期借入金	113,130
その他	42,538	未払金	27,885
貸倒引当金	△23,276	未払法人税等	15,000
固 定 資 産	1,173,952	前受金	113,761
有 形 固 定 資 産	259,666	賞与引当金	17,859
建物及び構築物	188,771	受注損失引当金	49,682
その他	70,894	その他	151,638
無 形 固 定 資 産	399,469	固 定 負 債	507,814
のれん	281,917	長期借入金	305,020
ソフトウェア	114,033	退職給付に係る負債	138,381
その他	3,518	その他	64,413
投資その他の資産	514,815	負 債 合 計	1,625,631
投資有価証券	233,910	(純 資 産 の 部)	
敷金及び保証金	172,270	株 主 資 本	1,278,645
繰延税金資産	73,118	資本金	312,375
その他	35,515	資本剰余金	302,375
資 産 合 計	2,904,276	利益剰余金	664,450
		自己株式	△555
		純 資 産 合 計	1,278,645
		負 債 純 資 産 合 計	2,904,276

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,591,524
売 上 原 価	3,805,378
売 上 総 利 益	786,145
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	841,413
営 業 損 失 (△)	△55,267
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	95
受 取 家 賃	558
助 成 金 収 入	2,851
受 取 出 向 料	750
そ の 他	1,968
計	6,223
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3,969
そ の 他	197
計	4,167
経 常 損 失 (△)	△53,210
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47,553
計	47,553
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△100,763
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	26,163
法 人 税 等 調 整 額	24,763
計	50,926
当 期 純 損 失 (△)	△151,690
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)	△151,690

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,300,333	流動負債	962,669
現金及び預金	517,477	買掛金	146,823
売掛金	442,871	短期借入金	430,000
仕掛品	326,190	1年内返済予定の 長期借入金	109,992
前払費用	34,604	未払金	20,064
その他	1,871	未払費用	22,119
貸倒引当金	△22,682	未払法人税等	8,060
固定資産	1,377,552	未払消費税等	47,404
有形固定資産	248,057	前受金	113,761
建物	179,628	預り金	14,760
工具、器具及び備品	68,428	受注損失引当金	49,682
無形固定資産	117,551	固定負債	425,258
ソフトウェア	114,033	長期借入金	305,020
その他	3,518	退職給付引当金	120,238
投資その他の資産	1,011,943	負債合計	1,387,927
投資有価証券	233,910	(純資産の部)	
関係会社株式	588,909	株主資本	1,289,958
長期前払費用	8,375	資本金	312,375
繰延税金資産	38,123	資本剰余金	302,375
敷金及び保証金	142,624	資本準備金	302,375
資産合計	2,677,885	利益剰余金	675,762
		その他利益剰余金	675,762
		繰越利益剰余金	675,762
		自己株式	△555
		純資産合計	1,289,958
		負債純資産合計	2,677,885

損益計算書

(2024年 1月 1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,560,550
売上原価	3,001,317
売上総利益	559,232
販売費及び一般管理費	663,076
営業損失 (△)	△103,843
営業外収益	
受取利息	58
受取家賃	558
助成金収入	640
受取出向料	750
その他	442
	2,448
営業外費用	
支払利息	3,829
その他	20
	3,850
経常損失 (△)	△105,245
特別損失	
投資有価証券評価損	47,553
	47,553
税引前当期純損失 (△)	△152,798
法人税、住民税及び事業税	530
法人税等調整額	21,664
	22,194
当期純損失 (△)	△174,992

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	政 近 克 幸
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	有 光 洋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トレードワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社ミンカブアセットパートナーズの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会においてSBIホールディングス株式会社、松井証券株式会社、及び岩井コスモ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社トレードワークス
取締役会 御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	政 近 克 幸
指定社員 業務執行社員	公認会計士	有 光 洋 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会において、株式会社ミンカブアセットパートナーズの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。
- 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年2月14日開催の取締役会においてSBIホールディングス株式会社、松井証券株式会社、及び岩井コスモ証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行を行うことを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社トレードワークス 監査役会

常勤監査役 森山 武彦 ㊟

監査役 高橋 雅之 ㊟

監査役 松島 秀也 ㊟

(注) 常勤監査役森山武彦、監査役高橋雅之及び松島秀也は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額は68,906,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第2条に事業の目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>1.~6. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>7.~11. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1.~6. (現行どおり)</p> <p><u>7. 広告宣伝の情報媒体の販売業務</u></p> <p><u>8. 広告、宣伝、動画に関する企画、制作及び広告代理店業務</u></p> <p>9. イベントの企画運営業務</p> <p><u>10. 金融商品仲介業及び、金融サービス仲介業に関する業務</u></p> <p>11. 金融商品投資運用に関する業務</p> <p><u>12. 投資助言・代理業に関する業務</u></p> <p><u>13.~17. (現行どおり)</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員7名のうち、本定時株主総会終結の時をもって、浅見勝弘、徳島直哉、安藤千年、梅原久和の4名は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 再任	あ ざ み かつ ひろ 浅 見 勝 弘 (1957年8月2日)	1980年 4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社 1985年 2月 株式会社アイネス入社 1987年 7月 日本ストラタスコンピュータ株式会社 (現日本ストラタステクノロジー株式会社) 入社 1993年 8月 株式会社ヴァーチャルウェア設立 代表取締役社長 1999年 1月 当社設立 取締役 2004年11月 当社代表取締役社長 2024年 7月 当社代表取締役会長 (現任)	1,131,800
【取締役候補者とした理由】 浅見勝弘氏は、大手企業での他分野に亘るソリューション事業に携わり、幅広い知識を有しております。当社におけるソリューション事業を統括してきた実績から、ソリューション事業の拡大等、事業全般を牽引してきた実績から、ソリューション事業の拡大等、事業全般を牽引し、企業価値向上への貢献が期待されるものとして、引き続き選任をお願いするものであります。			
2 再任	と く し ま なお や 徳 島 直 哉 (1978年6月5日)	1999年 4月 株式会社全商コンピュータサービス入社 2002年 5月 当社入社 2009年 1月 当社取締役システム事業本部長 2016年 4月 当社取締役営業部長 2018年 8月 当社取締役金融ソリューション事業部長 2025年 1月 当社取締役事業本部長 (現任)	32,100
【取締役候補者とした理由】 徳島直哉氏は、大手企業での他分野に亘るソリューション事業に携わり、幅広い知識を有しております。当社におけるソリューション事業を統括してきた実績から、ソリューション事業の拡大等、事業全般を牽引し、企業価値向上への貢献が期待されるものとして、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
<p>3</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>もり た と き お 森田 宗 男 (1962年5月25日)</p>	<p>1985年4月 大蔵省(現 財務省) 入省 1986年4月 国際通貨基金 理事補 2001年1月 財務副大臣秘書官 2007年7月 金融庁監督局証券課長 2017年7月 同庁 証券取引等監視委員会事務局長 2019年7月 同庁 総合政策局長 2020年7月 同庁 金融国際審議官 2021年11月 農林中金総合研究所 エグゼクティブ・アドバイザー 2023年6月 SMBC日興証券株式会社 社外取締役 (現任) 2024年7月 当社 特別顧問 (現任)</p>	<p>—</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 森田宗男氏は、金融庁の金融国際審議官等を歴任され、金融分野全般における豊富な知識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 森田宗男氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 森田宗男氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
 4. 森田宗男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1 新任 社外 独立	もり た けん じ 森 田 賢 司 (1958年4月9日)	1982年 4月 日興証券株式会社 (現 S M B C日興証券株式会社) 入社 2000年 7月 ジェイ・ナイト証券株式会社 (日興証券の合併会社) 入社 2003年 6月 日興システムソリューションズ株式会社 入社 2015年 4月 同社 常勤監査役 就任 2018年 7月 同社 経営管理部 兼 ソリューション統括部 2023年 7月 株式会社ファイナンシャルブレイン システムズ 入社	—
【社外監査役候補者とした理由】 森田賢司氏は、企業の経営管理及び常勤監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。			
2 再任 社外 独立	まつ しま ひで や 松 島 秀 也 (1953年10月12日)	1977年 4月 三光汽船株式会社入社 1985年 4月 丸紅ハイテック株式会社 (現丸紅情報システムズ株式会社) 入社 2001年 4月 同社審査法務部部长 2014年 3月 同社定年退職 2021年 3月 当社社外監査役(現任)	400
【社外監査役候補者とした理由】 松島秀也氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる財務・法務部門における業務経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	志賀こず江 (1948年11月23日)	1967年11月 日本航空株式会社入社 1993年4月 検事任官 1998年4月 第一東京弁護士会登録 1999年8月 志賀法律事務所開設 2005年6月 カブドットコム証券株式会社 (現三菱UFJスマート証券株式会社) 社外取締役 2009年9月 株式会社東横イン社外取締役(現職) 2010年6月 株式会社新生銀行社外監査役 2015年6月 リコーリース株式会社社外取締役 2016年6月 川崎汽船株式会社社外監査役 2020年6月 川崎汽船株式会社社外取締役 2022年7月 岡綜合法律事務所所属弁護士(現職)	—
【社外監査役候補者とした理由】 志賀こず江氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、また、複数の上場企業の社外取締役・社外監査役としての経験を有しており、当社社外監査役として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただけのものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の監査役候補者3名全員は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、松島秀也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、森田賢司氏及び志賀こず江氏の両氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 松島秀也氏は、現在当社の社外監査役であります。その在任期間は4年となります。
5. 当社は、松島秀也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、森田賢司氏及び志賀こず江氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年3月28日開催の第26期定時株主総会において補欠監査役に選任されました下田一夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
たか はし まさ ゆき 高橋雅之 (1954年7月8日)	1973年 4月 東京国税局入局 2015年 8月 高橋雅之税理士事務所代表 (現任) 2016年 3月 当社社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 高橋雅之税理士事務所代表 【補欠監査役候補者とした理由】 高橋雅之氏は、長年にわたり東京国税局の要職を歴任し、また、税理士の資格を有しており、その高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	1,400

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋雅之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 高橋雅之氏は、2016年3月より当社の社外監査役を務めており、経営の監査及び監督を適切に行っております。また、会計・税務全般の専門的な知識と豊富な経験から、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。
4. 高橋雅之氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

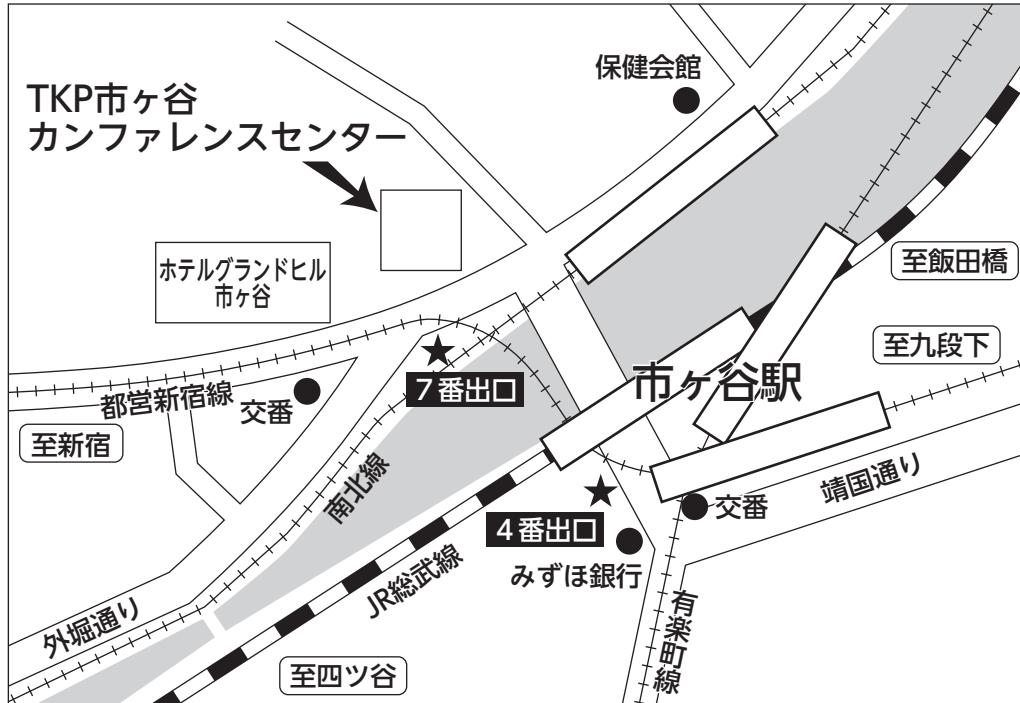
当社監査役の報酬額は、2017年3月28日開催の第19期定時株主総会において、年額2,000万円以内としてご承認いただき現在に至っておりますが、その後の経済情勢の変化並びに事業規模の拡大のため、監査役の報酬額を年額4,000万円以内と改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）ですが、第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおりご承認いただいた場合、監査役の員数に変更はございません。なお、監査役の報酬は現行どおり固定的な基本報酬のみといたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
9階 「バンケットホール9A」



■交通機関

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- JR線「市ヶ谷駅」から徒歩2分

※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。